

○宍粟市地域自立支援協議会設置要綱

令和7年2月13日

宍粟市市長決裁

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、宍粟市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要に応じ、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標、現状と課題及び今後の取組に関すること。
- (2) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 地域生活の支援に係る関係機関による連携及び支援の体制の構築に関すること。
- (4) 地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発に関すること。
- (5) その他地域生活の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 保健福祉に関し、学識経験を有する者
- (2) 民生委員及び児童委員
- (3) 障がい者及びその家族並びに障がい児の保護者
- (4) 地域住民の代表
- (5) ボランティア団体の代表
- (6) 社会福祉協議会の代表
- (7) 関係福祉施設の代表
- (8) 関係行政機関の代表
- (9) その他保健福祉の推進のために必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(部会)

第6条 分野別に協議を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は必要に応じて、関係機関の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 会議に出席した者は、会議で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(公開及び非公開)

第9条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会が協議会に諮り非公開としたときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 この協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大栗市地域自立支援協議会組織図(令和7年度) (案)

大栗市地域自立支援協議会 (全体会)

(協議事項)

- 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標、現状と課題及び今後の取組
- 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定
- 地域生活の支援に係る関係機関による連携及び支援の体制の構築
- 地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発
- その他地域生活の支援

地域自立支援協議会の分野別の協議の場として、次の3つの部会を置く。

- ①就労支援部会
- ②保健・医療・福祉部会
- ③児童支援部会

就労支援部会

(協議事項)

就労支援ネットワークの強化や雇用促進の支援
就労への理解促進の啓発活動
工賃向上のための企業への働きかけ
職場への定着支援

部 長 (開催時に決定)
副部長 (同上)

部会員 中村 美香
内海 英満
坪田 令子
石田 洋輔
中村 利和
山本 剛

保健・医療・福祉部会

(協議事項)

地域包括ケアシステム構築
地域生活支援拠点の整備と地域移行支援
虐待防止・権利擁護の検討

部 長 (開催時に決定)
副部長 (同上)

部会員 竹内 克吏
春名 郷子
岡西 清治
波多野 好則
坂口 信裕
志水 美和
橘 寛之

児童支援部会

(協議事項)

児童サービスの相談及び家庭への支援
虐待防止・権利擁護の検討

部 長 (開催時に決定)
副部長 (同上)

部会員 鈴置 布沙子
見當 智
神田 純子
堂田 俊彦
山本 正志
西村 潤
三宅 あゆみ

令和 7 年度宍粟市障がい者就労施設等優先調達推進方針

令和 7 年 6 月 2 6 日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 4 条第 1 項に規定する「地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。」との趣旨を踏まえ、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「就労施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる就労施設等

調達の対象となる就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障がいのある人の雇用者数が 5 人以上
 - ②障がいのある人の割合が従業員の 2 0 % 以上
 - ③雇用した障がいのある人に占める重度障がいのある人の割合が 3 0 % 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 推進方法

(1) 推進の体制

ア 障がい者就労施設等優先調達推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

イ 連絡会議を構成する課は、その属する部局内の連絡調整等を行う。

(2) 調達の方法

各部局が調達を円滑に進めることができるよう、障がい者支援担当課は就労施設等の提供可能な物品等の情報を提供する。

(3) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約を活用し就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(4) 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

6 調達の目標

令和7年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 3, 500, 000円

7 その他

就労施設等からの物品等の調達を推進するために、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

令和6年度優先調達実績一覧表（事業所別）

(単位：円)

事業所	物 品 （需用費）						役 務 （委託料）							計
	事務用品	食料品 飲料	衣類	日用雑貨	ギフト 記念品	その他 物品	印刷	クリーニング	清掃 洗濯	情報処理	配達 仕分け	リサイクル	その他 役務	
すみれ	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000
cobit	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はりまっ子山崎店	0	0	0	0	0	0	0	0	375,915	0	0	0	0	375,915
ラポール太陽	0	0	0	0	0	0	8,800	0	12,921	0	0	0	0	21,721
あゆみ	0	0	0	0	0	0	0	0	10,479	0	0	0	0	10,479
さつき園	0	0	0	0	215,500	0	0	0	395,754	0	0	0	0	611,254
ワークプラザすぎの木	0	20,200	0	0	170,000	0	0	0	0	0	0	0	0	190,200
ピアサポートひまわりの家	0	14,000	0	0	46,800	0	0	0	429,882	0	0	0	300,000	790,682
みみずく耕房	0	0	0	0	295,000	752,400	0	0	0	0	0	0	0	1,047,400
しそう自立の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はりま自立の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	64,200	0	0	727,300	752,400	8,800	0	1,224,951	0	0	0	300,000	3,077,651

ふるさと納税返礼品を除く金額

令和6年度優先調達実績一覧表（部局別）

（単位：円）

部局名	物 品 （需用費）						役 務 （委託料）							計
	事務用品	食料品 飲料	衣類	日用雑貨	ギフト 記念品	その他 物品	印刷	クリーニング	清掃 洗車	情報処理	配達 仕分け	リサイクル	その他 役務	
市長公室	0	0	0	0	0	0	3,520	0	0	0	0	0	0	3,520
総務部	0	0	0	0	98,000	0	0	0	1,197,990	0	0	0	0	1,295,990
市民生活部	0	0	0	0	46,800	752,400	0	0	0	0	0	0	0	799,200
健康福祉部	0	0	0	0	582,500	0	0	0	0	0	0	0	0	582,500
産業部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	300,000
建設部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	5,280	0	0	0	0	0	0	5,280
教育委員会事務局	0	64,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,200
総合病院	0	0	0	0	0	0	0	0	3,561	0	0	0	0	3,561
一宮市民局	0	0	0	0	0	0	0	0	12,921	0	0	0	0	12,921
波賀市民局	0	0	0	0	0	0	0	0	3,561	0	0	0	0	3,561
千種市民局	0	0	0	0	0	0	0	0	6,918	0	0	0	0	6,918
計	0	64,200	0	0	727,300	752,400	8,800	0	1,224,951	0	0	0	300,000	3,077,651

ふるさと納税返礼品を除く金額

令和7年度 市民ロビー販売会

*開催日 : 毎月第4金曜日(12月は第3金曜日に開催)

*開催時間: 10時30分から12時45分まで

*開催場所: 穴粟市役所1階 市民ロビー

A班		B班	
4月25日(金)		5月23日(金)	
6月27日(金)		7月25日(金)	
8月22日(金)		9月26日(金)	
10月24日(金)		11月28日(金)	
12月19日(金)		1月23日(金)	
2月27日(金)		3月27日(金)	
事業所名	主な販売品	事業所名	主な販売品
すみれ	パン ワンちゃんのおやつ (鹿肉加工品)	しそ自立の家	さをり織り 陶芸品
ちょびっと chobit	弁当 唐揚げ	ピアサポート ひまわりの家	シフォンケーキ さをり織り 小物 アクセサリー
さつき園	シフォンケーキ クッキー ホットドック しそシロップ 柚子シロップ 小物	ラポール太陽	サーモン 野菜
ワークプラザすぎの木	木製おもちゃ 揚げおかき ぶどうなど	ちょびっと chobit	弁当 唐揚げ
みみずく耕房	野菜 ハーブティー 加工野菜	作業所はりまっ子 山崎店	(販売休止中)
はりま自立の家	(販売休止中)	あゆみ	(販売休止中)

就労支援事業所の販売会実績表 令和6年度

事業所種類	事業所名	班分	令和6年度												令和5年度 実績	令和4年度 実績	令和3年度 実績	令和2年度 実績	令和元年度 実績
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
就労A型	すみれ	市A	20,390		17,065		13,750		15,810		14,610		14,030		95,655	84,405	62,020	23,695	37,630
	chobit	市A 市B		15,050	8,100	14,650	15,950	19,850	21,560	20,550	20,550	22,150	21,100	21,700	201,210	—	—	—	—
	作業所 はりまっ子 山崎店	市B													0	295,990	124,600	181,260	218,910
就労B型	ラポール太 陽	市B		12,400		12,600		欠		欠		7,500		14,000	46,500	86,260	96,080	—	—
	あゆみ	市B													0	—	25,930	126,590	169,095
	さつき園	市A	20,535		21,410		欠		19,250		20,800		21,600		103,595	66,780	67,005	44,965	64,900
	ワークプラザ すぎの木	市A	11,400		9,000		43,900		10,400		13,350		17,950		106,000	101,945	75,040	93,425	119,260
	ピアサポート ひまわりの家	市B		欠		20,780		16,300		19,250		21,300		欠	77,630	74,640	67,945	99,245	69,390
生活介護	みみずく 耕房	市A	10,400		欠		欠		19,700		11,050				41,150	106,700	62,900	62,850	135,010
	しろう 自立の家	市B		12,000		8,900		欠		欠		10,500		欠	31,400	12,900	17,450	16,795	22,250
	はりま 自立の家	市A													0	79,900	70,400	71,950	85,850
合計			62,725	39,450	55,575	56,930	73,600	36,150	86,720	39,800	80,360	61,450	74,680	35,700	703,140	909,520	669,370	720,775	922,295

(単位:円)

(単位:円)

※ 市 : 栄栗市役所市民ロジ—販売会

↑ (8か月間)

↑ (5か月間、市ロビーとイオンで開催)

穴粟市内の福祉施設紹介

【就労継続支援事業所A型】

- ・ すみれ
- ・ chobit（ちょびっと）

【生活介護】

- ・ しろう自立の家
- ・ はりま自立の家

【地域活動支援センター】

- ・ すずらん

【就労継続支援事業所B型】

- ・ ラポール太陽
- ・ みみずく耕房
- ・ ピアサポートひまわりの家
- ・ はりまっ子山崎店
- ・ ワークプラザすぎの木
- ・ さつき園
- ・ あゆみ

※ 穴粟市就労支援事業所連絡会の事業所です

各施設では、パン・お弁当・洋菓子・野菜・さをり織りを使った小物などを作っています。製品は、ロビー販売会で購入いただけます。各施設の活動内容や製品情報についてまとめたパンフレットを作成していますので、市公式サイトをご覧ください。



ロビー販売会は
毎月第4金曜日
穴粟市役所1階
ロビーで開催



穴粟市福祉施設製品紹介



【市公式サイト】



就労継続支援事業所情報



【市公式サイト】



令和7年度障がい者理解啓発事業の実施予定について（主な取組）

1 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（理解促進研修、啓発事業）の実施

イベント名	開催日／場所	概要
啓発講演会	6月21日(土) 宍粟防災センター	LGBTQや聞こえないこと、海外体験記などを手話で講演。手話言語条例制定10周年記念事業として、人権推進課と共催。 121人参加。
ボッチャリーグ	3月～10月開催(計6回) 山崎スポーツセンターほか	参加者相互の交流と障がいに関する理解啓発を目的に、誰もが気軽に参加できるパラスポーツの機会を提供する。 ボッチャ、卓球バレー、その他パラスポーツの体験会など。
森のパラスポーツフェス2025	10月25日 スポニックパーク一宮	

(今後の予定)

- ・こころの健康講座(11月)
- ・みんなをつなぐ心のバリアフリー展の開催(12月)

2 手話施策推進方針に基づく推進事業の実施

「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」の制定10周年を記念し、講演会等を実施することで手話に対するさらなる理解や手話の普及を図る。

・手話イベントの開催

イベント名	開催日/場所	概要
手話言語条例制定10周年イベント	9月23日(祝) 宍粟防災センター	手話言語条例制定10周年を記念し、9月23日の手話言語の国際デーに合わせイベントを開催。 グループ発表や講演、市歌の手話バージョンの披露

- ・手話教室の開催
- ・広報しそ掲載「しーたん手話レッスン」
- ・手話関連書籍の設置
- ・手話検定の実施

3 「障害」の表記を「障がい」に改める取組の推進

公文書などの「障害」の「害」を原則ひらがな表記に改めることで、障がいに対する一層の理解促進を図るとともに、障がいへの配慮があたり前の社会となるような理解促進や意識啓発のための取組を推進する。